

- 三 受験できない者
- 1 県外に住所を有する者
 - 2 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律又は同法の規定による禁止若しくは制限に違反して罰金以上の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがないようになつた後三年を経過していないもの

技能試験		乙種		午前九時から午前九時二十十分まで	
丙種	午後零時十分から午後三時まで	午後零時十分から午後三時まで	午前九時から午前九時二十十分まで	午前九時から午前九時二十十分まで	午前九時から午前九時二十十分まで
1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなで装てんの操作を行つた後射撃姿勢をとること。	5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなで装てんの操作を行つた後射撃姿勢をとること。	6 距離の目測を行うこと。	7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなで装てんの操作を行つた後射撃姿勢をとること。	2 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。
2 距離の目測を行うこと。	3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受け渡しを模造銃を用いて行うこと。	4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。	5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなで装てんの操作を行つた後射撃姿勢をとること。	6 距離の目測を行うこと。	7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

- 四 受験の申請手続等
- 1 試験当日二十歳に満たない者
 - 2 精神病者、知的障害者又はてんかん病者
 - 3 麻薬、大麻、阿片又は覚せい剤の中毒者
 - 4 不正な手段によって受験し、又は受験しようとしたため受験を禁止されている者
 - 5 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第七条第三項第一号該当者（異種免許を受けようとする者）
 - 6 不正な手段によって受験し、又は受験しようとしたため受験を禁止されている者

- 五 その他
- 1 詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七一七三四一九二五七番）に問い合わせること。
 - 2 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第七条ノ四第一項及び第三項の規定により次のとおり平成十三年度における狩猟に関する適性検査及び講習を実施するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十条第二項において準用する同令第三条第二項の規定により公示する。

青森県告示第三百八十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第七条ノ四第一項及び第三項の規定により次のとおり平成十三年度における狩猟に関する適性検査及び講習を実施するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十条第二項において準用する同令第三条第二項の規定により公示する。

平成十三年六月四日

青森県知事 木村守男

一 適性検査及び講習の期日、場所等

所管農林水産事務所名	所管農林水産事務所名	期日	場所	備考
東地方農林水産事務所	東地方農林水産事務所	平成十三年七月十九日	青森市新町二丁目四の三〇 青森県庁舎北棟	
中南地方農林水産事務所	中南地方農林水産事務所	平成十三年八月三日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スポーツカルイン黒石	
三戸地方農林水産事務所	三戸地方農林水産事務所	平成十三年八月八日	八戸市大字売市字下久根一九 三八教育会館	
北地方農林水産事務所	北地方農林水産事務所	平成十三年八月七日	五所川原市栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
上北地方農林水産事務所	上北地方農林水産事務所	平成十三年八月七日	十和田市西十二番町二〇の一二 青森県十和田合同庁舎	
下北地方農林水産事務所	下北地方農林水産事務所	平成十三年八月三日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	
自然保護課	自然保護課	平成十三年九月三十日	青森市長島一丁目一の一 青森県庁舎西棟	

二 適性検査及び講習の科目、時間等

区分	科	時間	受付時間
適性検査	視力	午前九時三十分から	午前九時から
講習	聴力	午前十一時まで	午前九時二十
1 烏獣保護及び狩猟に関する法令	運動能力	午前十一時から午後三時まで（ただし、正午から午後一時までは休憩）	午前九時二十

三 適性検査及び講習の対象者

平成十三年四月十六日から平成十四年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者（平成十四年四月十六日から平成十五年四月十五日までに乙種狩猟免許の有効期間が満了する者を含む。）であって、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 精神病者、知的障害者又はてんかん病者
2 麻薬、大麻、阿片又は覚せい剤の中毒者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性検査及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許更新申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する農林水産事務所に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙一千九百円

- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景のライカ判の写真）一枚

- 3 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、精神病者、知的障害者、てんかん病者又は麻薬、大麻、阿片若しくは覚せい剤の中毒者でない旨の医師の診断書

- 5 その他
詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七一七三四一九二五七番）に問い合わせること。

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、鳴沢土地改良区の定款の変更を平成十三年五月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年六月四日

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の一第三項の規定により公告する。

平成十三年六月四日

北地方農林水産事務所長 山本義弘

地区名	県営土地改良事業の名称	年工事完了日
三 千 石 泡ヶ沢	新生産調整推進排水対策特別 ため池等整備	平成二三・三・三 "

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の一第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年六月四日

上北地方農林水産事務所長 工藤洋一

土 地 改 良 事 業 の 名 称

十年災農業用施設災害復旧事業	四五一一〇二	東 北 町	事業を行う者
"	"	平成二三・三・〇	年工事完了日
"	"	"	"

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭

青森市長島一丁目一一番二号	發行所・发行人
青森市吉川二丁目二七番五号	印刷所・販売人

十和田湖町	四四一一〇一	十一年災農地災害復旧事業	四五一一〇六	"	"	"	"	"	"	"	"
三・六・三〇	三・五・六	三・五・八	三・九・三〇	"	"	"	"	"	"	"	"

青森県知事 木村守男